

公益社団法人宮崎県農業振興公社
農地中間管理事業の実施に関する規程

(目 的)

第1条 公益社団法人宮崎県農業振興公社（この規程において宮崎県農地中間管理機構と称し、以下「機構」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農地中間管理事業をこの規程に定めるところにより実施するものとする。

(市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と一体となった推進)

第2条 機構は、人・農地プランの作成主体であり農地行政の基本単位である市町村とその作成を支援する農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等のコーディネーター役を担う組織との連携を密にして、人・農地プランを核として一体的に業務を推進するものとする。

- 2 機構は、原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらえるものとする。さらに、必要に応じて、町公社や農業協同組合、土地改良区等に対しても業務委託を行うものとする。
- 3 機構は、市町村や市町村が指定する者に、原則としてあらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成するよう求めるものとする。
- 4 機構は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

(農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準)

第3条 機構が農地中間管理事業を重点的に実施する区域は、人・農地プランの実質化に取り組み、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域や、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、機構関連農地整備事業、農地耕作条件改善事業又は果樹産地構造改革計画等に係る地域の協議において、農地利用の在り方も議論されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域とするものとする。

- 2 前項の規定は、前項の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第4条 機構は、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等として次に掲げるものについては、農地中間管理権（法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。）を取得しないものとする。

- 一 農業委員会による利用状況調査において再生不能と判定されている荒廃農

地

二 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの

2 機構は、当該区域における借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、農地中間管理権を取得しないものとする。

(借受希望者の募集等)

第5条 機構の法第17条に規定する借受希望者の募集は、原則として1年を通して行うものとする。

なお、地域の取組状況等を踏まえ、必要に応じて募集を行う場合には、この限りでない。

2 募集の区域は、市町村又はこれより小さい市町村内の学校区・字・公民館単位等の区域など人・農地プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定するものとし、当該市町村の意見を聞いて決定するものとする。

3 借受希望者の募集は、当該区域における次の事項を明確にして行うものとする。

一 水田地帯、畑地帯、施設園芸地帯などの農用地等の特徴

二 借受けが見込まれる経営体の存在状況

4 応募した借受希望者は、機構に次の情報提供を行うものとする。

一 借受けを希望する農用地等の所在、種別、面積、希望する農用地等の条 件

二 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

三 借受けを希望する期間

四 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）

五 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）

六 借受けを希望する区域及び賃料

5 募集期間は、インターネットの利用等により、募集の開始の日から30日間以上とするものとする。

6 機構は、関係機関からの情報提供や過去の応募の状況等から新規就農者や広域で借受けを進めている法人経営体等の地域で新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする者の情報把握に努め、必要に応じて、募集に応じてもらうよう促すものとする。担い手が十分いない地域と判断される場合については、他地域の法人経営体やリース方式参入を希望する企業等に対して募集に応じてもらうよう市町村等と連携して働きかけるものとする。

7 機構は、前各項の規定により、募集に応じた者については、次の事項を整理し、

インターネットの利用等により公表するものとする。

一 その氏名又は名称

二 募集区域内の農業者、募集区域外の農業者、新規参入者の別

三 借受けを希望する農用地等の種別、面積

四 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別

- 8 機構は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第 18 条第 5 項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

(貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法)

第 6 条 機構は、市町村や農業委員会、農業協同組合、土地改良区、担い手組織等と連携を密にして次の事項等を把握するとともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。

一 各地域の人・農地プランの作成・見直しの状況

二 特に、当該地域に担い手が十分いるかどうか

三 当該地域に機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運があるかどうか

四 当該地域の遊休農地の現状及び今後の見通し

五 基盤整備及びその計画の状況

- 2 機構は、前項を踏まえ機構に対する貸付希望者からの申出があった場合等には、当該者及び農用地等をリスト化するものとする。

- 3 機構は、前項の貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受後、機構が借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることにより、滞留期間を極力短くするものとする。

- 4 機構の行う農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。

- 5 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

- 6 農地中間管理権の期間については、所有者との協議によるが、原則 10 年以上となるようにするものとする。ただし、所有者がこれよりも短い期間を希望する場合等には、協議により短期の借受けを行うことができる。

- 7 機構は、利用意向調査によって機構への貸付けの意向が示された遊休農地や機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、雑草・雑木、土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

(農用地利用配分計画の決定方法(貸付先決定ルール))

第7条 機構は、農用地利用配分計画の策定や市町村による機構を経由した貸借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画(以下「集積計画一括方式」という。)への同意により、農用地等の貸付先を決定する場合にあたっては、以下の点に留意するものとする。

一 基本原則

ア 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。

イ 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている当該地域の農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。

ウ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。

エ 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適正に調整すること。

二 機構は、第一号の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。

三 地域内の利用権の交換等を行う場合の優先配慮

担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、次の場合にあっては、当該地域で既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を前提として貸付先の決定(貸付先の変更を含む。)を行うものとする。

ア 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合

イ 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合

四 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先配慮

ア 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該借受希望者と協議を行うものとする。

イ そのような当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。

ウ 前号の判断に当たっては、当該地域の人・農地プラン等の内容も考慮するものとする。

五 前二号以外の場合で、第5条の募集に際してその旨明示した地域で地域内に十分な担い手がいる場合

ア 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度(地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかど

うか等)により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。(これで貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。)

イ 前号の判断に当たっては、当該地域の人・農地プラン等の内容も考慮するものとする。

六 第三号及び第四号以外の場合で、地域内に十分な担い手がない場合

ア 当該地域の借受希望者(新規参入者等を含む。)のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。

イ 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。

七 機構は、市町村が集積計画一括方式を検討している場合に、市町村段階において、第一号から第六号までの貸付先決定ルールに即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められるよう、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。

八 機構の貸付については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期間とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。

九 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

十 機構は、県知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町村の農用地利用集積計画への同意協議に当たっては、インターネット等の方法を通じて、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。

(賃料の水準等)

第8条 機構が借り受けるときの賃料及び機構が貸し付けるときの賃料については、当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準を基本とし、機構が相手方と協議の上決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、機構の業務が貸し剥がし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

(農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除)

第9条 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、宮崎県知事(以下「県知事」という。)の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

- 一 農地中間管理権の取得後2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - 二 機構が農用地等を貸付けていた者から貸借契約期間の満了又は合意解約等により返還された日から最長2年間（期間については、農地及び担い手の状況等から判断）を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
 - 三 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。
- 2 前項の解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合は、解除しないことも含めて検討するものとする。

（農用地等の利用状況の報告等）

第10条 機構は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の可否を判断するものとする。

（農用地等の利用条件改善業務の実施基準）

- 第11条 機構は、農地中間管理権の設定期間が原則として10年以上であって、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うことができる。
- 一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
 - 二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。
- 2 利用条件改善業務は、前項の規定に加え、農地の所有者との十分な協議がなされており、合意解約時等における現況復旧等の条件が明確化されているときに行うものとする。

（相談又は苦情に応ずるための体制）

第12条 機構の主たる事務所（業務委託先を含む）に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

（業務委託）

- 第13条 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当な次の事項について、機構は、市町村等に対し、相手の同意を得た上で、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- 一 相談窓口、出し手・受け手の掘り起こし

- 二 貸付希望者及び農用地等のリスト作成
 - 三 借受予定農用地等の位置・権利関係の確認
 - 四 出し手との交渉、契約締結事務
 - 五 利用条件改善業務の実施、借受希望者との交渉、出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明等
 - 六 農用地利用配分計画（案）作成
 - 七 畦畔・法面の修繕、草刈り、耕起
 - 八 賃料の収受・支払、データ整理、広報
 - 九 その他、機構が委託を必要と判断する業務
- 2 機構は、前項の業務について、農業協同組合、町公社、土地改良区、民間企業、地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。
- 3 業務委託にあたっては、競争入札等により委託コストの削減に努めつつ、業務を適正かつ確実に実施することができる者として県知事が指定した者への委託を進めるものとする。

（農用地利用改善事業）

- 第14条 機構は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限る旨を農用地利用規程に定めようとする場合には、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。
- 2 機構は、事前に、農地中間管理権の取得について第4条の基準に即して、また、農用地の利用の集積を進めるべき認定農業者が適切に位置付けられているかを第7条の貸付先決定ルールに即して、それぞれ調整を行った上で、当該農用地利用規程に対する同意をするものとする。

（不適正な事案が生じた場合の対応）

- 第15条 機構は、農地中間管理事業の実施に当たって、個人情報情報の漏えいや賃料の誤収受等の不適正な事案が生じた場合には、事実関係の調査や原因究明、影響範囲の特定、影響を受ける可能性のある者への連絡、再発防止策の検討・実施・公表等を適切に行うとともに、速やかに県に報告し、必要に応じて指導を仰ぐこととする。
- 2 機構は、前項の発生事案に係る対応状況や再発防止策等について、直近の農地中間管理事業評価委員会に報告し、評価を受けるものとする。

附 則

この規程は、認可のあった日（平成26年3月27日）から施行し、平成26年4

月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、認可のあった日（平成 28 年 3 月 22 日）から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、認可のあった日（平成 29 年 9 月 25 日）から施行し、平成 29 年 9 月 25 日から適用する。

附 則

この規程は、認可のあった日（令和元年 10 月 30 日）から施行し、令和元年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、認可のあった日（令和 3 年 6 月 10 日）から施行し、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。